

会議録
平成 28 年第 4 回更別村議会定例会
第 1 日 （平成 28 年 12 月 12 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 4 号 専決処分の報告の件
- 第 8 議案第 75 号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第 9 議案第 76 号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 議案第 77 号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 78 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 79 号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 80 号 更別村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定の件
- 第 14 議案第 81 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 7 号）の件
- 第 15 議案第 82 号 平成 28 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件
- 第 16 議案第 83 号 平成 28 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 17 議案第 84 号 平成 28 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の件
- 第 18 議案第 85 号 平成 28 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 19 議案第 86 号 平成 28 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

◎出席議員（8 名）

議長 8 番 松 橋 昌 和	副議長 7 番 本 多 芳 宏	
1 番 安 村 敏 博	2 番 太 田 綱 基	

3 番 高 木 修 一
5 番 上 田 幸 彦

4 番 織 田 忠 司
6 番 村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長 西 山 猛
教 育 長 荻 原 正
代表監査委員 笠 原 幸 宏
総 務 課 長 吉 本 正 美
企画政策課長 高 橋 祐 二
住民生活課長 宮 永 博 和

保健福祉課長 安 部 昭 彦

診療所事務長 佐 藤 敬 貴
学 校 給 食
センター所長 渡 辺 伸 一

副 村 長 森 稔 宏
農業委員会長 織 田 忠 司
会計管理者 金 曾 隆 雄
総務課参事 山 内 昭 男
産 業 課 長 本 内 秀 明
建設水道課長 佐 藤 成 芳

子育て応援
課 長 新 関 保

教 育 次 長 川 上 祐 明
農業委員会
事 務 局 長 小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 末 田 晃 啓
書 記 小野山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 4 回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成 28 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、農業でありますけれども、折り重なる天候不順や連続しての台風の直撃により、農作物の生育に大きな被害が発生し、また早期の降雪での収穫作業のおくれ、小麦の防除作業への影響など、生産者や関係者の皆様の懸命な努力にもかかわらず、農業粗生産額も昨年をかなり下回るとの見通しと伺っております。村としても今日まで災害復旧や農業基盤の整備に全力を挙げているところでありますが、酪農、畜産を含め、来年度以降への影響等懸念をしているところであります。国や道への働きかけ、関係機関との連携を深めながら、農業経営基盤の安定と充実に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、今回の補正で村単独で農地等災害復旧事業費助成事業を行うことにしております。今回の補正では 576 万 4,000 円を計上し、来年度の当初予算で 432 万 5,000 円を予算計上する予定であります。引き続き、村としても復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、次期米国大統領のトランプ氏による TPP の離脱宣言と相まって、国内での TPP の承認あるいは FTA の動きなど、農業をめぐる国内経済における関係においては先行きが非常に不透明な部分があります。地域経済への大きな影響や農林水産業に深刻な打撃を今後与えていく懸念があり、引き続きその動向に着目しながら、経営所得の安定対策への事業の拡充や財政措置などの振興策を強く求めていきたいというふうに考えております。

一方、国内経済では、緩やかな回復基調というふうに長らく言われているのですが、地域の間々まで景気の回復が行き渡る状況には到底至っていないのが現状であります。年金改革、国保料の値上げ、高齢者医療費の見直しなど、住民生活に直結する事案が次々に上程され、村としてもそれらの方向性をしっかりと見定めながら必要な施策や取り組みを開始しなければならないと考えています。特に大幅な値上げが試算された国保料につきましては、これまでの本村の先進的な医療費の削減や住民の検診を含む健康保持の取り組みからも到底容認することはできません。来年度の国保財政支援の一部削除の動きもあり、住民の命と暮らしを守るための抜本的な見直しと解決策を道に強く要請するものであります。先日の十勝さらべつ熱中小学校のオープンスクールでは、たくさんの方々に本村にお越しいただき、改めて関心の大きさを認識したわけですが、引き続き人材育成や起業、交流人口の増加、旧開発跡地の再編整備を含め、地方創生総合戦略、また本村の第 5

期総合計画の確実な推進に努めていく所存であります。子育て支援や医療、教育、福祉の充実、基幹産業である農業、商工業の振興に向け、しっかりとその具現化に向けて取り組んでまいりますので、引き続き議員各位の皆様のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今定例会におきましては、専決処分報告案件1件、条例等の制定、改正案6件、そして一般会計補正予算、各特別会計補正予算などのご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、織田さん、5番、上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ12月5日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から12月16日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの5日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は5日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○安村総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生常任委員会の所管調査の報告をさせてい
ただきます。

お手元の別紙に基づき、朗読させていただきたいというふうに思います。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定によ
り、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、平成28年11月4日午後1時30分より。

2、調査場所、更別村議会議員控室及び村内一円。

3、調査事項、平成28年8月下旬、連続的に北海道を直撃した台風により、村内でも広
範囲にわたり被害を受け、迅速なる復旧作業が実施されたところであるが、現状での復旧
状況並びに対策本部の設置状況等について調査し、改めて災害発生時に対する諸対応につ
き、必要とされる防災対策の設置基準などのあり方について調査を行った。

4、経過、委員6名の出席により、調査項目である台風被害の実態把握のため、更別村
における災害対策本部の設置基準、組織体制などについて吉本総務課長より説明を受ける。
さらに、村有防風林の被害状況を本内産業課長より説明を受けるとともに、被災現地の現
況についても調査した。

5、調査の結果、(1)、更別村災害対策本部設置要領について。災害対策本部設置基準
は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、暴風(雪含む)、大雪または洪水警報、大
規模地震、火災など甚大かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき、村長が必要と認め
たときに設置するものとしている。主たる災害での想定は地震、火災、暴風雨、雪害を想
定しているため、水害対策の重要性についての再検討が必要と思われる。特に水害は想定
外に一瞬にて起こるものであり、今般は最悪の被害は免れたものの、市街地1級河川があ
と数センチ増水したならば、複数の住宅街被害とともに住民の一時避難場所などに多大な
影響を及ぼすことになり、改めて更別村地域内における防災対策につき、きめ細やかに関
係機関間での連携強化、情報共有、発信できるよう、対策本部に限らず、行動全体枠規範
につき検討すべきである。加えて、既に配付済みの防災のしおりでの災害時避難場所など

においても再検討を図り、住民参画のもと、避難訓練の実施についても検討すべきである。
また、本基準において、既に南十勝消防事務組合は解散していることから、適正なる条文となるよう早急に改定すべきである。

(2)、村有防風林の被害状況、復旧状況について。村有防風林は樹齢年数を勘案しつつ更新を図っているところであるが、今般強風による植栽4年目の若年樹約2.3ヘクタールがほぼ全滅となる被害が発生した。防風林樹木の選定に当たっては、入手、コストなどさまざまな要因もあると思うが、針葉樹(カラマツ)を主体とした対応に限定せず、他樹木(アカエゾマツ)などの導入も検討し、改善を図るべきである。いずれにせよ、本年村政執行方針で災害に強い樹種を選定するとの提案方針もあることから、防風効果の必要性を鑑み、更新計画の樹立に向け、樹種の選定も十分配慮しつつ、更新再植面積や近隣畑地への影響などを勘案し、森林の持つ多面的機能の発揮と被害発生を最小限にとどめるべく、さらなるきめ細やかな対応が必要と思われます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成28年11月4日金曜日午後1時30分。

2、調査場所、更別村議会議員控室及び村内一円。

3、調査事項、台風による災害の状況について。

4、経過、委員6名の出席により、台風による災害の状況について所管課長の出席を求め、説明を受けるとともに、村内の被災箇所を視察し、被害及び復旧の状況を調査しました。

調査の結果でございます。現地調査の前に、総務課長、産業課長、建設水道課長から概要説明を受けました。8月後半に上陸した3つの台風とその後の台風10号の通過に伴う気象状況は、更別の雨量計で時間雨量最大12ミリ、総雨量143ミリでしたが、札内川ダムの雨量計では時間雨量最大36ミリ、総雨量507ミリを記録している。

村道被害、明渠排水路被害、森林被害については、第3回議会定例会の行政報告のとおりで、村道の復旧は終えていますが、明渠排水路の復旧は53%で、現在も復旧に努めています。また、森林の復旧については、一般の補助事業により整備する予定である。

サラベツ川について、明渠排水路の財産引き継ぎを北海道に行い、修繕あるいは河川改修を早急に行うよう求めている。また、サッチャルベツ川について、のり面崩落の復旧の予定はあるが、時期が示されていないという状況で、引き続き要請をしている。

農業被害状況について、農畜産物(平成28年9月23日現在)は、128戸の農家から被害面積2,575,331ヘクタールの報告を得ている。被害額については、試算することが困難なこと

から不明である。農業施設（平成28年10月18日現在）は、87戸の農家から農地の表土流出16件27カ所、土砂流入13件17カ所、格納庫施設等136件187カ所の報告を得ている。

排水対策について、上更別地域（南14線排水路、東12号排水路）は、道営事業と村事業による明渠排水路整備を平成33年に完成を目指しているが、平成31年の早期完成を目指し、関係機関と調整中である。あわせて、上更別地域の全体の排水対策を講じることが必要であることから、農業生産者と路線箇所、規模等を協議して進め、国営事業での整備を要望することが妥当と考えているとしています。

被害対策について、一連の台風が激甚災害に指定されたところであるが、公共施設被害で該当するところはありません。また、農業被害についても、国において農地等の補助率の引き上げ措置をされましたが、該当する規模ではない。ところが、ことし6月からの長雨等の天候不順に追い打ちをかけた台風により、農業生産額の大幅な減少が避けられないことから、現行制度のほかにJAさらべつと協議を重ねて、被害を受けた農地及び農業施設の復旧経費の軽減を図り、営農継続に向けた支援策として新たに農地等災害復旧費補助事業を定め、復旧費用上限40万円とするなどの概要を示されました。

以上の説明の後、被災現地6カ所の現地調査を行いました。明渠排水路ののり面崩落の状況、排水路の満水、越境した跡、農地の冠水の跡、森林の風倒木を確認しました。農地冠水等村民、村の財産に被害をこうむる要因が他の管理者である場合の対応が不十分であったの質問には、村にある施設による2次的被害を受ける場合には関係する管理者に連絡を行い、必要に応じては要請を行うなどの対応をすべきであると説明を受けました。委員会としては、上更別地域の排水対策として新たに国営事業を加え、一連の明渠排水路の整備を早急に進めるべきとし、また新たに農業者支援策として災害復旧費補助事業についても今般の台風被害に限るとしており、おおむね理解できるものとなりました。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番目から2番目までの寄附の件であります、更別村寄付条例第2条第12号、「その他の目的達成のため村長が必要と認める事業」に対する指定寄附となっております。1番目については、匿名での現金、公表はしないでくださいということでの寄附となっております。

2番目につきましては、札幌市、ファイターズ台風災害義援金募金活動様により、現金50万6,000円の寄附をいただいております。いずれのご寄附もご寄附の趣旨に沿った運用に努

めてまいりたいと考えております。

3の平成28年度建設工事の進捗状況（100万円以上）についてでありますけれども、次ページのとおりとまとめてございます。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議 長 日程第7、報告第4号 専決処分の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第4号 専決処分の報告の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをごらんください。専決処分書であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された村長の専決処分事項について、次のとおり専決処分をいたしました。

村は、台風10号により村有林倒木の際、個人所有の墓石に損害を与えた事件による損害賠償の額を次のとおり決定したものであります。

1、損害賠償の額、1万8,058円。

2、損害賠償の相手方、更別村在住者であります。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 村有林の被害ということなのですが、村内の村有林、結構農地と接している部分が大変多くございます。その中で、今までも大変苦情があったと思いますし、今回の台風でも倒木の被害、あるいは枝葉等の飛散というか、飛んで農産物の品質低下、あるいは一部出荷できない部分も今まであったと思います。そのようなものに対しては、今までは補償ということは余り出ていなかったと思うのですが、今回墓石ということで損害補償したということで、その線引きというか、その違いというのを説明お願いいたします。

○議長 総務課長。

○総務課長 今回の損害賠償ですが、これは民法に基づくものでございます。過去に倒木が畑に倒れ込んだという被害は少なからずあったと思いますけれども、その辺については農家さんに我慢していただいているということだと思っております。

以上でございます。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今我慢していただいていると。それは、今まで私も農業やっていて当然そういうこともありまして、確かに我慢しておりました。でも、ちょっと考えますと、これ自然災害ですよ、自然災害というのは大変奥が深く、墓石に限らずいろいろと被害が出る。あるいは広く考えますと、水が出まして排水溝などが詰まってしまい、民家に被害を与えた、あるいは車が埋まってしまった。それも被害だと思いますし、また大きく考えますと国や道によります河川の氾濫ですか、これもやっぱり被害だと思うのです。その辺の被害のあり方でこれは部分的に補償する、これはちょっと我慢していただく、そのようなことはどのような観点からこういうことになってきているのか、もし協議していることがあったら、説明お願いしたいと思います。

○議長 本内産業課長。

○産業課長 畑の村有林の倒木の被害に関してご説明をさせていただきたいと思いますが、防風保安林として設置されております村有林につきましては、農作物の暴風被害を軽減することを目的に設置されているものでございます。立ち木ということもありまして、風があった際には当然倒木の危険もありまして、倒木の被害も畑側に倒れた場合には当該作物にも影響が出るところはあるところでございますけれども、そもそも防風林というのは農作物の収益を向上させるために設置をされているものということでございまして、その分増収になる部分もあるかと考えているところでございます。若干木がこういった災害によって倒れて、幾分かの減収につながる、また日陰になって減収になるというようなお話

も聞いているところでございますが、総じて昔から防風林を設置してきた目的、そういったものを鑑みながら村のほうでは維持管理をしているところでございます。その被害の補償というところにつきましては、防風効果で得られた増収分、そういったものと相殺ということにもならないかもしれませんが、1本倒れたら幾らというようなこともなかなか算定が難しいというところもございまして、畑については倒れた木の処理は村のほうで連絡をいただければ責任持って処理をしたいということでこれまでも対応してきたところでございます。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 私もありますから、今課長が言われたような説明は当然だと思います。ただ、今心配しているのは、今回軽く、軽くと言うのはちょっとおかしいのですけれども、専決で補償してしまったということが、これは考え方によっては自然災害だと思うのです。これがとんでもないというのですか、大きな被害が出たときに、前回村で補償しているのですから、今回もということも考えられないことはないと思うので、これを十分協議してこういう結論に達したかということ1点だけ、最後をお願いいたします。

○議 長 副村長。

○副 村 長 今回、墓石の花受けというのですか、この部分の被害ということで今回専決処分をさせていただきました。過去においてこういう事例があったかどうかということについては、ちょっと私のほうも把握はしておりません。ただ、今回のように自然災害の中での補償と、損害賠償ということでございます。防風林に関しては、先ほど本内課長のほうからもありましたけれども、それ以外の村有木が倒れて何がしかの被害が発生するということは当然考えられますので、そこら辺の基準というのものもある程度はしっかりした線引き等を設けて適用できればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第75号

○議 長 日程第8、議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村地域創造複合施設の設置に伴い適正な管理を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、更別村地域創造複合施設の設置目的、名称及び位置、管理、事業内容等について定めるものであります。

なお、この条例に関しまして、高橋企画政策課長により補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件について補足説明を申し上げます。

それでは、1枚めくっていただきまして、議案の1ページをお開きいただきたいというふうに思います。こちらのほう、第1条では目的について、第2条では設置について、第3条では名称及び位置について、第4条では施設の構成について、第5条では業務について、第6条では開館時間及び休館日について、第7条では使用の許可及び行為の制限について規定をしております。

2ページをお開きください。第8条では使用の不許可について、第9条では使用の制限について、第10条では使用許可の取り消し等について、第11条では使用料について規定をしております。こちらの使用料につきましては、11月29日開催の使用料等審議会においてご審議をいただいているものでございます。

3ページをお開きください。第12条では使用权の譲渡、転貸の禁止について、第13条では指定管理者による管理について、第14条では指定管理者の業務について、第15条では利用料金について規定しております。

4ページをお開きください。第16条では指定管理者が行う管理の基準について、第17条では原状回復義務について、第18条では損害賠償について、第19条では個人情報の保護について、第20条では委任について規定してございます。

次に、附則でございます。次のページになりますが、附則で施行日を公布の日からとしているところでございます。

あと、別表として、こちらのほうに使用料について第11条第1項関係ということで示させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 第4条の施設の構成についてちょっとお伺いしたいのですが、まず考え方の中で(1)、地域創造センター、これは今の開発の跡地かと思われるのですけれ

ども、この計画は例えば物産館であるマルシェだとか、それからカフェ、宿泊施設、食堂というようなことで総体的にはかなり大きな計画になるかと思うのですが、まず1つ聞きたかったのは、その完成と同時にこの条例を一部改正をして追加していくのかどうか、それとも全体の供用開始を待って改正していく考えでいるのか、条例の改正です。その辺ちょっと伺いたいなと思います。

もう一つ、12条から指定管理者について載っているかと思うのですが、指定管理者制度を導入するに当たって、今どこまで指定管理者の指定する流れになっているのか、もし今つかんでいる情報というか状況があれば、説明を願いたいなというふうに思います。

○議長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 まず、最初の第4条、施設の構成のほうについてなのですが、議員のご指摘のとおり、こちらのほうにつきましては現在地域創造センター、旧開発南部農業開発事業所の庁舎の部分になるわけなのですが、こちらのほうについてのみ表示をさせていただいております。今後合宿所、今言われましたマルシェ等、整備の段階でまたそちらのほうの部分についても同じく指定管理というふうな形をとっていきたいと思いますので、そちらのほうに間に合うようなタイミングで条例改正を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

指定管理のほうの関係なのですが、今申し上げましたように、これから開発跡地の施設について合宿所であったりマルシェ等の整備をしていくわけなのですが、そちらのほうの施設についても指定管理において活用していただいて、人材育成、起業促進、移住定住促進並びに市街地の活性化、産業の振興による創造性豊かな地域づくりに寄与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 5番、上田さん。

○5番上田議員 指定管理者の指定するわけなのですが、その指定管理業務というか、指定管理者にするために今村側でとっているスケジュールがあれば、教えていただきたいということなのです。何を言うかといったら、来年の4月1日からそのことをスタートするのか、そのためには逆算すれば指定管理の業務がどこまで進んでいるかということを知っているところなのです。

○議長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 どうも済みませんでした。

指定管理についてのこれからの取り組みとしましては、まずはこの設置条例について制定というふうな流れの中で、その後12月、この議会終了後に指定管理についての募集についての庁内会議等、あと案内であったりを進めてまいりたいというふうに考えております。1月の月上旬に指定業者の選定を行いまして、できれば1月開催の臨時会において議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに思っております。2月の1日から指定管理のほうは開始をしていきたいというふうに考えているところでございます。その準備をし

して、4月1日から熱中小学校の開校というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 関連質問になる可能性もあるのですが、今第4条の複合施設の関係の説明をいただいて、なおかつ旧開発跡地であるという説明と、本条例に関する提案は現在のところ本庁舎というか、庁舎のみを指すというご説明をいただいたところでございますけれども、そうしますと第5条に関する(1)から人材、起業、移住促進、市街地の活性化、産業の振興、その他を含めて今6項目出ているのですが、この点の内容等の把握ができないという部分がございますので、多少その点の説明を加えていただければというふうに思っております。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 第5条で定めております業務につきましては、複合施設で行われる業務について示しているところでございます。今回地域創造センター、先ほど申しました庁舎の部分についての整備を行って、この条例を制定するわけですが、こちらのほうで行う取り組みが熱中小学校事業の取り組みでございまして、熱中小学校事業というのは第5条に示している業務全般に係る内容のものを取り組むものでございます。そのため、こちらのほうに業務というふうに示させていただいておりますが、実際にこちらを補完するものとしましては、また後ほど整備されます施設等も絡んでくるかと思っておりますけれども、今回のこの条例制定において第5条の部分で、1番としましては人材育成に関する業務、2番で起業促進に関する業務ということで、こちらのほうは熱中小学校の取り組みによって事業等で行われる部分になりますし、またこちらのほうに参加していただく方について移住定住の促進であったり、またその事業の内容においては市街地の活性化に関する部分もございまして、産業の振興に関する部分もあろうかというふうに考えているところでございまして、今回このように第5条において業務を示させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 いま一度確認させてください。ただいま説明いただいたのですが、たしか熱中小学校を中心にしたというシミュレーションの中で今の条例制定というご提案でございまして、いずれにしても熱中小学校の冒頭の説明からいいますと、あくまでも人材育成であって、具体的実施に当たっては個々の起業者、いわゆる希望者が中心となるわけですし、この文面からいくと余りにも業務に対する提案が飛躍し過ぎているのではないかというふうに思っておりますけれども、その点の補足説明もいただければというふうに思っております。

○議 長 答弁調整に時間いただきます。

この際、午前11時まで休憩といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 どうも済みませんでした。

こちらのほう、先ほど申しました熱中小学校の事業、確かに人材育成が主ではございますが、人材育成から結果として波及していく部分等もございます。そちらのほうに関連する項目としてこちらのほうに掲げております部分についても関係してくるのかなということで整理をしているところでございまして、今回の地域創造センターの設置において熱中小学校の開催によることでこちらのほうの業務も幾ばくかの関連を持って進んでいくように考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 進捗状況なのですけれども、熱中小学校プレオープンして、村内外対象とした人を取り込んで進めていくということなのですけれども、プレオープンから今までの間で、村長は以前村民の100%が対象になるのだということを言っていたのですけれども、今現時点で村内はどれぐらいの人数がいて、村外からはどれぐらいの人数の申し込みがあるかということを確認させてもらえますか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 熱中小学校の関係につきましては、本年10月の22日にオープンスクールを開催しているところでございますが、これからまた2月においてもオープンスクールを行う予定でございまして、この間募集等についてはまだ取り進めていけないところでございまして、今のところ今ご質問のあった村内何人だとか村外何人という申し込み状況については把握していないところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 では、村長、以前の村民の100%と言っていた部分なのですけれども、私考えるには100%というのはなかなか難しいのかなと思うところがあります。その点に関して今後、前回プレオープンをしたところでどれぐらいの見込みを望んでいるのか、そういった人員の見込みというものはありますでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんのご質問あったのですけれども、見込みというのは、当初目標は会員は50名という形で設定をしていますけれども、前回のオープンスクールの時期が収穫時期と重なっておりまして、農業者とかいろいろ農業関係者含めまして、災害の関係

もありましてなかなか村内の方は参加がしづらい状況があったのではないかというふうに思っています。2月に関しては広く呼びかけをいたしましてオープンスクールに集まっていたかということと、今そのときにとりましたアンケートの集約を行っております。どういう方たちがどういう形で来て、どういうものを望んでいらっしゃるかというようなことを今掌握をしております。と同時に、やっぱりいろんな形で説明の機会とかを設けてしなければいけないというふうに考えております。今の状況としては、そういう状況であります。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 条例に関する部分と別紙でご用意いただいております資料の条例施行の規則にかかわるもの、この一連の中でちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、第3条の休館日の関係のご説明をいただきたいと思います。(1) 番で、創造センターは休館日を毎週日曜日とするという形で、(2) 番目に、12月29日から翌年の1月3日まで休館日とするという内容のご提案がございすけれども、つらつら考えますと、私的な考え方の根拠にもなるのですけれども、いずれにしても集約的なものも含めて村の活性化も含めてという点、また熱中小学校の開校日程も含めてということを勘案しますと、この休館日の設定に当たっての捉え方、認識といいますか、どのような経過のものかといういろいろを少し確認させていただきたいというふうに思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 第6条、開館時間及び休館日等についてのことで、規則のほうでは第3条のほうに記させていただいているところでございます。日曜日の設定という部分では、あくまでもこちらのほう、先ほども申しましたけれども、指定管理者を用いて管理をしていくという中で、法人のほうの定員等の関係もございまして、週に1度休館日を設けるということがスムーズな運営につながるということを考慮しまして、毎週日曜日というふうに設定をさせていただいております。また、12月29日から翌年の1月3日までという部分につきましては一般的な、うちの村の役場は違うのですけれども、官公庁の休み等に合わせた形で設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今ご質問させていただいた点は、今の休館日の設定というものについて指定管理者も含めて検討するというご回答もいただいていますし、また次のページの第6条の使用料の減免の中の利用が想定される団体もしくはそれらの関係機関も含めてというご提示がございす。それらに向けて、もし仮に利用の活発といいますか、利用促進を図るという意味からすると、この内容の中でもう少し精査をしていただかないと、毎週1回休館日を設けるというのは決して私は反対しているわけではなくて、集客力もある、まし

て村内に来られる方が多い中であえて日曜日にするという、そういう提案が少し私としては理解できないということでございますので、まして関係機関、少年団だとか、幼稚園だとか、そういう方々、幼稚園は多少日中の中でも利用できる可能性もあると思うのですが、少年団云々になってしまうと土曜日とか日曜日が主体になってくると思われますので、その点の整合性といいますか、その点の検討経過とそれらに対する物の捉え方というのを明確にもう少しご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう、今現時点でオープンスクールなどとり行っていたいている地元法人があるわけなのですが、そちらのほうの勤務体系、その部分等の絡みもございまして、週の勤務時間、そちらの取り扱い等もございまして、休日である日曜日、そちらのほうを休館日とするのがよりふさわしいということもございまして、このように考えているところでございます。あとは、指定管理の際においてどこまで調整がとれるかというのと利用促進の部分等もございまして、今後指定管理の部分において調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 かなり関連するかと思いますけれども、複合施設ということですから、これからどんどんまたいろんな施設が出るという想定でつくられたというところに多少無理があるかなという気もします。それで、1点なのですが、村民の利用の促進というような文言がここではちょっと見当たらないのです。それで、今言うように、先ほど安村議員がおっしゃったような住民向けになっていないということにもつながっている。要するに勤務体制でなくて、村民に対するサービス提供という部分がそこに欠落しているのではないかなという気がするのですが、住民に対するメッセージ性はどこら辺を読んでいくと該当するのでしょうか。

○議 長 答弁調整要りますか。少し整理して答弁してください。注意します。

この場で若干休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 済みません。

条例の中において村民という部分についての記載というものは確かにないのですが、あくまでも第2条の設置において、これは特に村民という書き出しはございませんけれども、あくまでも人材育成、起業促進及び移住定住促進並びに市街地の活性化及び産業

の振興による創造性豊かな地域づくりという部分で村民の皆様の利用ということも考えているところでございますし、先ほど言われました規則のほうの第6条のほうにもなりますけれども、村内の団体等に対しての減免の部分等も記載することによって、村民の利用促進を図ろうというふうに考えているところでございます。

また、日曜日の休館につきましては、これから指定になります指定管理者のほうとの調整によって開館時間等の変更なども検討できるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会へ付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をしました。

◎日程第9 議案第76号

○議 長 日程第9、議案第76号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第76号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の310から100分の320に改めるものでございます。

次のページをごらんください。次のページは新旧対照表であります。更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当の部分の第5条の2の(2)、12月1日に在職する者、100分の310を改正後、(2)、12月1日に在職する者、100分の320に下線部を改正するものであります。改正部分は下線の部分であります。

附則といたしまして、１、この条例は、公布の日から施行する。

２、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月１日から適用する。

期末手当の内払い、３、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすということであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第76号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第１０ 議案第７７号

○議 長 日程第10、議案第77号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

１の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

２の要旨といたしまして、第１条、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の217.5から100分の227.5に改める。

第２条、６月に支給する期末手当の支給割合を100分の202.5から100分の207.5に、12月

に支給する期末手当の支給割合を100分の227.5から222.5に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは新旧対照表であります。第1条の部分、更別村の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例。現行、期末手当、第4条2の(2)、12月1日に在職する者、100分の217.5の部分で改正後、同じく(2)、12月1日に在職する者、100分の227.5に改正するものであります。

続いて、2ページ目をごらんください。2ページ目も対照表でございます。期末手当の第4条の2の(1)、6月1日に在職する者、100分の202.5を改正後、6月1日に在職する者、100分の207.5に改正するものであります。(2)、12月1日に在職する者、100分の227.5を(2)、12月1日に在職する者、100分の222.5とするものであります。改正部分は下線の部分であります。

附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用するものとする。

期末手当の内払い、3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第77号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第11 議案第78号

○議長 次に、日程第11、議案第78号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第78号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について、国家公務員の取り扱いに準じて勤勉手当の支給率及び行政職給料表を改正するため。また、住居手当の支給対象者及び扶養手当の支給額を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、(1)、住居手当の支給対象とならない職員から有料の公宅を貸与され、使用料を支払っている職員を除くというものであります。この1に關しまして、議員の皆様方に一言おわびを申し上げたいというふうに思います。この条例の提案につきましては、条例の整備に不備が見つかりました。単純なるミスということですが、平成26年4月1日にこの条文の中からこの部分を削除しなければならないところを、これを現行のままにされていたということでありまして、ミスとはいえ、本当に大変申しわけなく思っています。当時の議会での協議等を速やかに反映しなければならないところをきょう提案して、3年前にさかのぼっていただきまして、この部分について改正をよろしくお願いしたいというふうに思います。なお、職員に対しては、条例の改正及び規則の改正等々に当たっては速やかに、議会で承認がなされたことについてはすぐに手続をとるのが本筋でありまして、その部分について職員に厳重に注意をしたところであります。

続いて、(2)に参ります。勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乗じる率を一般職員については100分の80から100分の90に、再任用職員については100分の37.5から100分の42.5に改めるものであります。

(3)、行政職給料表について、国家公務員俸給表のとおり改めるものであります。

第2条といたしまして、(1)、扶養手当の支給額を配偶者については1万円に、子については1万円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）に、父母等にあっては6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）に改めるものであります。

次のページ行きます。(2)、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乗じる率を一般職員については100分の90から100分の85に、再任用職員については100分の42.5から100分の40に改めるものであります。

なお、この提案については資料を添付しておりますので、そちらのほうもご参照をいただきたいと思います。

次のページに参ります。1 ページをお開きください。1 ページは新旧対照表であります。第1条、現行8条の4の括弧書きのところでは、先ほど申し上げました。「有料の公宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。」の部分について、「規則で定める職員を除く。」というふうに文言を改定させていただきたいというふうに思います。

第14条の4の2の7行目にあります受けるべき勤勉手当基礎額に「100分の80」を乗じて得た額の総額を超えてはならない。これを「100分の90」というふうに下線部を改正させていただきたいと思います。

3番目、再任用職員に対する部分ですけれども、「100分の80」とあるのは「100分の37.5」とするという文言を「100分の90」とあるのは「100分の42.5」にそれぞれ改めさせていただきたいというふうに思います。

次のページ、2ページから7ページまでは、行政職給料表の下線部のところですが、改定部分でありますけれども、ご参照、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

7ページをお開きください。7ページの第2条、更別村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する部分で、扶養手当の第7条の(1)から(4)のところにあります。年齢が書いてありますけれども、それぞれ「22歳」を「満22歳」という形、「60歳」を「満60歳」、22歳に満という数字をつけるのと、それと右側の(2)の下線部の部分、「及び孫」のところを削除させていただきたいというふうに思います。それと、大変申しわけありません、(3)の部分「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」ということで新たに記載をさせていただきたいというふうに思います。したがって、現行から改正後の部分については(6)までというふうになります。

3のところで、扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号、下線部がありますけれども、そちらのほうを改正後は下線部、親族については「1万円」、「同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき1万円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とし、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）」というふうに下線部のところを加除させていただきたいというふうに思います。なお、その下の部分について、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については「1万1,000円」から「9,000円」に改正させていただきたいというふうに思います。

続きまして、8ページに参ります。8ページの(2)のところで、現行、扶養親族としての資格を欠くに至った者がある場合「前条第2項第2号又は第4号に該当する」という部分があったのですが、その部分については、「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する」ということで文言を加筆させていただきます。

(3)、「扶養親族たる子、父母等がある職員」というところの部分についても「扶養親

族たる」という文言を加えさせていただきます。

(4)についても「扶養親族たる子、父母等がある職員」の間に「扶養親族たる父母」というふうにこれを改正させていただきたいというふうに思います。

3番目におきまして、下から2行目ですけれども、扶養親族たる子「、父母等」という文言が下線部にありますけれども、改正後にはこの部分を削除させていただきたいというふうに思っております。

9ページ目でございます。現行、するに至った場合における当該扶養親族たる子、下線部の「、父母」、これについては削除、係る扶養手当の支給額の改定以降ですけれども、次の文言を加えるものであります。「並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届け出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届け出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」、これを新たに加筆するものであります。それと、その下の部分で、現行では「、父母等」という文言が入っておりますけれども、改正後では扶養親族たる子の部分で「、父母等」を削除させていただきます。その下、9行目も同じように「、父母等」という部分をこれを削除させていただきたいというふうに思います。なお、その下の部分、同じく先ほど追加をした文章がありますが、改定及び扶養手当を受けている職員のうちの文言から扶養手当の支給額の改定ということで、同じく同じ文章を改定の部分について追加をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、第14条の4でございますけれども、勤勉手当基礎額に「100分の90」を乗じたとありますけれども、これを「100分の85」に改正します。

3番の再任用職員に対する前項の規定の適用の部分、「100分の90」とあるのは「100分の42.5」とする部分については、「100分の85」とあるのは「100分の40」とするものというふうに改定をさせていただきます。

いずれも改正部分は下線の部分でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

なお、附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の更別村職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の4の規定は平成26年4月1日から、改正後の条例別表第1（一）の規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第14条の4第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用するものとします。

給与の内払いですけれども、3、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の更別村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第78号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第12 議案第79号

○議 長 日程第12、議案第79号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第79号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年更別村条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、し尿処理手数料は、平成26年4月に所要経費を平成24年度改定時の内容に据え置き、消費税引き上げ分の改定をしてきたところでありますけれども、更別村市街地の公共下水道、上更別市街地の農業集落排水及び農村部の個別排水処理施設の整備により、し尿くみ取り量が減少するなど、1件当たりの所要経費が増大していることから、更別村使用料等審議会の答申を受けまして、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、し尿処理手数料を次のように改正するものであります。

(1)、基本量400リットルまでの基本料を「2,880円」から「3,680円」に改めるものであります。

(2)といたしまして、基本量400リットルを超え50リットル増すごとの基本料金を「360円」から「460円」に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは条例の新旧対照表でございます。表になっております。別表第2（第18条関係）の中で、400リットルまでが現行2,880円、これを3,680円、400リットルを超え50リットル増すごとに360円であったものが460円、備考といたしま

してリットル当たり7.2円、これを9.2円に改定するものであります。特殊料金については、そこに書いてあるとおりでございます。付記についてもそこに書いてあるとおりでございます。改正部分につきましては下線の部分であります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 し尿くみ取りについてなのですけれども、審議会での値上げ以外の収支改善策の検討議論というものはどのようにされたのかということなのです。それで、下水道との整合性や他町村との料金比較、そしてどちらからの申し入れか、村からの考えだったのか、企業からの考えだったのかということを教えてください。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今の太田議員の質問にお答えしたいと思います。

審議会のほうなのですが、審議会のほうにつきましては使用料の値上げについてはやむを得ないということでの答申をいただいているところでございますので、審議にかけましたのは、ちょっと話ずれますが、村として先ほどの下水道の問題、それとし尿処理というのは当然村が対応していかないといけない部分であります。ただ、その実態として、事業者さんの状態も大変厳しい状況でありますと当然事業として対応していくところに支障を来すところでございますので、その辺を勘案した上で今回の改定の検討をし、審議会にかけて、今回議会に諮らせていただいたという流れでございます。

○議長 長 もう一点、他町村との比較は。

○住民生活課長 他町村との比較なのですが、十勝管内の比較をしておりますが、今現在改定前でいきますと7.2円というのは大樹町さんと同じ状況であります。一番高いところが陸別町さんが9円ということになるのですが、今回それを上回る形になりますが、リッター当たり9.2円ということで今回提案させていただいている流れになってございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 他町村と料金を比較してもちょっと高くなるということで、し尿くみ取り量が100件まで減少しているということらしいのです。それで、1リッター当たり7.2円から9.2円というのは28%増になるわけで、結構パーセントにしてみると増額が大きいかなと思うのですけれども、検討していく中で一般競争入札が行われていない理由というのも聞かせていただけますか。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今おっしゃるとおり、7.2円から今回28%増になります。これでいきますと十勝の中では一番上になるかと思えます。町村でリッター当たり、それぞれの町村でも

いろんな状況があろうかと思います。人口規模だとか、それぞれのいろんな対応の課題と
いいますか、それぞれの状況に応じたリットルの整理がそれぞれされているものだという
ふうに考えております。

入札の関係でございますが、これについては今まで許可制ということでし尿くみ取りを
ずっと続けてまいっているところでございます。今後なのですが、今回のこの経過を受け
まして、今後について、村として上下水道の整備をずっと平成13年以降から進めてきまし
て、村の施策として上下水道は進めてきているわけでございます。それに反比例するよう
な形で、し尿くみ取りのほうは減っていくというような流れがでございます。今後につきま
しては、くみ取り等の使用料の審議を3年に1遍ずつ行っているのですが、今後に向
けましてはし尿くみ取りのあり方と、それと今議員がおっしゃったように入札といいま
すか、委託等のことも含めながら検討していかないといけないのではないかなというふう
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今後検討していくということなのですが、審議会での値下げ以外
の収支策というものは具体的に何か出たというものがあったのでしょうか。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 審議会のほうでは具体的な意見等についてはございませんでした。今お
っしゃられるように、住民さんに負担をお願いするわけですので、こちらのほうの内容に
ついてのお話といいますか、ちょっと上がるけれども、今回についてはやむを得ないとい
うような答申を受けたような感じでございます。今後の方向性とか具体的内容については、
話はされていないところでございます。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今審議会のいろいろなお話等ありましたが、上下水道の部分で村として
推進をしてきて、さまざまやってきた中で、し尿の件数が減ってもかかる経費は件数が減
っても同じにかかっていくということで、これは値上げはどうしようもない部分があ
るのですが、上下水道の推進のために水洗トイレの改修等の補助等、いろんな部分で村で
も行ってきたと思います。そういう部分で、これだけの金額の上昇があれば、村の施策と
してここの部分に若干の補助という部分で金額を抑えるというような、そういうような考
えというか、そういう部分は審議会の中ではなかったのでしょうか。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 審議会の中では今のようなお話はなかったのですが、村としま
しては、先ほどお話ししましたように下水道を普及してきている経過がでございます。今後
31年ごろですか、一つの計画の中ではもっと減って、20年のころから比べますとその10分
の1ぐらいまで減っていくというような計画がでございます。今高木議員もおっしゃったよ

うに、減っていきますので、今後のこのあり方というのは、先ほどの委託等のことも含めながら、これは十分検討、精査していかないといけないというふうに思っております。今度の次期審議会は3年後になりますが、今後に向けてこちらのほうは、同じ回答になりますが、十分精査して、関係部局とも精査しながら、こちらのほうの構成について調整を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 関連になってしまうのですけれども、意見というふうな部分でもちょっと述べさせていただきたいと思います。

今太田議員並びに高木議員から質問がございましたように、3年に1回の審議会で審議をしているというご回答をいただき、なおかつ利用量の設定についてというお話がありましたけれども、そこは3年に1度ですので、具体的内容に踏み入ることなく、ただ価格改定だけというふうにしか今の回答では読み取れませんでした。その点、十分なる審議会の意見も附帯した中でこういう価格改定という説明をしていただかなければ、審議会を何のためにやっているのという話に正直言ってなります。ただ価格改定のための事務局提案で、この部分が利用量が少なくなったからこの金額がこの金額になるというシミュレーションで、同意するか、しないかというふうにしか読み取れなかったものですから、その点3年に1回の審議会があるのであれば、その点の審査内容も含めてご説明いただきたいというお願いをしたいというのが1点。

それと、今高木議員からも出ましたけれども、私も先ほど質問しようとしたのですけれども、せっかく上下水道の整備並びに農村地帯であれば個別排水処理の推進という形で幾ばくかの助成といいますか、金額も含めながらということで推進した経過がございますので、その点も踏まえて、十分これらの方針も含めて、ただし尿処理料が高いとかいうだけでなく、別のほうに村の方針として持っていけるふうに努めていただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員おっしゃったとおり、非常に負担が増大するわけですから、その部分は高木議員さんのご指摘もあったとおり、その部分で村として今後ただ戸数が減って、かかる費用があるからそれをというふうな形では、私どもとしても決してそういうふうに考えておるわけではありません。例えば広尾町さんのように運搬業務のみを委託するとか、いろんな方法があると思うのです。9円から10円、今9.2円ですけれども、これ超えると村民の負担が大きく増します。こうなるとこれは非常に今後きちんとこれを考えていく必要がありますし、平成30年に中島の処理場が完成します。そのことも含めまして慎重に検討して、今議員の皆さんからご指摘のあった部分、方向性もきちんと確立しながら、今回こういう提案にはなっておりますけれども、その部分で検討して、そういう対応策を考えていくというふうに私としてはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第79号 更別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第80号

○議 長 日程第13、議案第80号 更別村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 更別村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定の件であります。

更別村農業委員会委員定数条例（平成17年更別村条例第14号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、改正農業委員会法の規定が公選制及び選任制が廃止され、任命制に改められましたことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、農業委員会の委員の定数を12人とするものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村農業委員会委員定数条例であります。更別村農業委員会委員定数条例（平成17年更別村条例第14号）の全部を次のように改正するものであります。

(目的)

第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、更別村農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条、更別村農業委員会の委員の定数は、12人とする。

附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する

経過措置といたしまして、2、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定の適用がある場合においてはこの条例の規定は適用せず、改正前の更別村農業委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有するものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 法改正の全体像は、任命制にして農地利用の最適化をよりよく果たすためだと思いますが、担い手への集約集積化、耕作のない土地の発生防止や解消、新規参入の促進なども考えられると思うのですが、任命制にして更別村が持つ農業の問題点というのはどのように押さえていますか。

○議長 長 産業課長。

○産業課長 今回の農業委員会委員の定数条例の改正に伴いまして、任命制に改められたというところで、新しい委員が村長の任命というような仕組みに変わるところでございます。太田議員のおっしゃいました担い手関係、新規参入、新規就農への更別村の課題につきましては、この後の農業委員会のほうでご検討いただく部分も法令上に基づきました手続はこれまでと何ら変わらないところございまして、引き続き協力関係を保ちながら解決に向けて努力をしてまいりたいというところでございますが、今般の定数条例の改正に伴いましてそのあたりが強化されるというような法律上の趣旨、その効果が十分発揮されるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 任命制によって明確に位置づけられたものというのは、私的には新規参入の促進や法人化、そのほかにも担い手の育成というものがあるのかなというふうに感じているのですが、そういったことから、任命制ということになれば方向性として農業者だけではなく農業者以外の中立的な立場で物を考える人というのが必要と感じて任命制になるのかなと感じたのですが、その辺はどのように感じていますか。どのように感じているというか、中立的な人というものを必要と感じているのか、感じていないのかというところをお答えください。

○議長 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 今の太田議員の質問にお答えいたします。

今回の法律改正では、今言われたとおり農業に関係のない方を1名以上入れなければならないということで、農業者のみならず、広く一般の方にも農業委員会の業務にかかわってもらうという内容で法律が制定されているものでございます。

以上で終わります。

○議長 長 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第80号 更別村農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例制定の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第81号

○議 長 日程第14、議案第81号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第81号 平成28年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件であります。

平成28年度更別村の一般会計補正予算は、次に定めるところによるとする。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,917万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,823万6,000円とするものであります。

なお、本件補正予算に関しまして森副村長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

まず最初に、34ページをお開き願います。給与費明細書について、予算全般にわたりますので、こちらから先に説明をさせていただきます。34ページ、特別職でございますけれども、給与費におきましては期末手当支給割合の改定ということで、比較の部分でございますけれども、長等で19万5,000円の追加、議員で14万9,000円の追加、合計で34万4,000

円の追加でございます。共済費におきましては、長等で1万2,000円の追加という内容でございます。合計で35万6,000円の追加となるものでございます。

続きまして、35ページになります。一般職の部分でございますけれども、比較でありますけれども、職員数におきましては1名の減、給与費におきましては給料で給料表の改定、職員の減等によりまして114万6,000円の減でございます。職員手当等におきましては、勤勉手当の支給率の改定によりまして289万6,000円の追加でございます。給与費合計では175万円の追加でございます。共済費におきましては150万2,000円の追加、合計で325万2,000円の追加とするものでございます。

次のページ以降については、お目通しをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず歳出のほうから説明をさせていただきます。14ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費15万4,000円を追加するものでございます。主なものでございますけれども、議員報酬等で、先ほど説明いたしましたけれども、期末手当14万9,000円を追加するものでございます。次に、(3)の職員等人件費でございますけれども、4万3,000円の減額でございます。給料1万8,000円、職員手当等1万9,000円、共済費1万円、それぞれ追加するものでございます。19の負担金補助及び交付金、職員手当組合の負担金でございますけれども、負担金率の減によりまして9万円を減額するものでございます。

続きまして、15ページをお開きください。款2 総務費283万6,000円を減額して、8億5,249万9,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1 総務管理費、目1 一般管理費25万3,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(1)、庁舎維持管理経費で庁舎燃料費単価アップに伴いまして30万円を追加するものでございます。(3)の出納一般事務経費でございますけれども、補助員の賃金であります。実績見込みによりまして24万円を減額するものでございます。(5)の職員等人件費であります、24万4,000円の減額ということで、給料で一般職121万3,000円の減、職員手当等におきましては306万7,000円の追加でございます、特別職におきましては13万7,000円の追加、一般職におきましては293万円を追加するものでございます。共済費におきましては、特別職、一般職の負担金、それぞれ合計いたしまして119万2,000円を追加するものでございます。19の負担金補助及び交付金におきましては、329万円の減額でございます。主な内容は、退職手当組合の負担金率の減によりまして減額をするものでございます。

目3の財産管理費217万3,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄(2)の財産処分経費、旧更南中学校の解体工事の執行残として207万4,000円を減額するものでございます。

目4の地方振興費26万9,000円の減額でございます。(1)の企画政策事務経費の旅費におきまして普通旅費10万2,000円を追加するものであります。13の委託料でございますけれども、PR用品等作成業務委託料でございますが、これにつきましてはファイターズ応援

大使横断幕の作成ということで40万円を追加するものでございます。(2)の地域振興財産維持管理経費でございますが、草刈り業務の委託料の執行残ということで10万1,000円を減額するものでございます。続きまして、次のページ、17ページになります。(4)の宅地分譲事業経費でございます。これにつきましても草刈り業務の委託料の執行残13万3,000円を減額するものでございます。(5)の生活交通路線維持対策事業でございますが、これにつきましては広尾線バス運行の維持経費の助成ということで97万9,000円を追加するものでございます。(6)の地域おこし協力隊事業(地域振興分)159万6,000円の減でございますけれども、協力隊員の年度途中における退職ということで、節7の賃金からそれぞれ減額をするものでございます。

続きまして、18ページでございます。目9の住民活動費104万円の追加でございます。説明欄(1)の協働のまちづくり基金積立金でございますけれども、3名の方から寄附をいただいております。104万円を追加するものでございます。

項4の選挙費、目2の参議院議員選挙費118万1,000円の減額でございます。説明欄(1)の参議院議員選挙経費でございますけれども、それぞれ執行残により減額補正をするものでございます。

19ページになります。款3の民生費1,113万3,000円の追加でございます。

主なものでございますけれども、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費412万8,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、説明欄(2)の社会福祉センター維持管理経費34万1,000円でございますけれども、主な内容につきましては、福祉センターの燃料費の追加15万8,000円、それから修繕費の追加18万3,000円でございます。(4)のひとり親家庭医療給付事業経費25万円の追加でございますけれども、節20の扶助費でございます。ひとり親家庭等医療扶助費、受給者数の増によりまして24万円を追加するものでございます。(5)の準職員賃金等でございますが、21万4,000円の減額でございます。節7の賃金におきまして時間外の見込み等により11万9,000円の減額、それから19の負担金補助及び交付金で負担金率の減額によりまして9万5,000円を減額するものでございます。

(6)の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございます。185万6,000円の追加でございますけれども、内訳におきましては、保険基盤安定繰出金軽減分93万8,000円、それから保険基盤安定繰出金支援分90万7,000円追加でございますけれども、それぞれ所得見直し等に伴いまして追加をするものでございます。(7)の福祉灯油等の助成事業179万4,000円の追加でございます。低所得者等への灯油等の購入負担金の軽減を図るものでございます。主なものでございますけれども、節20の扶助費におきまして福祉灯油等の給付費175万円、世帯におきましては175世帯の1万円分という内容になってございます。高齢者世帯で154世帯、障害者で14世帯、ひとり親世帯で7世帯という内容になっております。

続きまして、目2の福祉の里総合センター費90万円の追加でございますけれども、説明欄(1)、給食業務用厨房整備事業ということで、食材の急速冷却機の更新を行うもので、90万円を追加するものでございます。

続きまして、21ページになります。目4の後期高齢者医療費195万8,000円の追加でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(1)の後期高齢者医療広域連合事業経費、負担金でございますけれども、負担金額の確定に伴いまして207万3,000円を追加するものでございます。

次に、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費474万8,000円の追加でございます。説明欄(1)の児童福祉事業経費でございますけれども、認可保育所運営事業委託料、入所者数の増と、それから低年齢児童数の増に伴いまして474万8,000円を追加するものでございます。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費48万1,000円の減額でございますけれども、説明欄(1)の高齢者スポーツ大会経費10万3,000円の減、それから敬老事業37万8,000円の減でございますけれども、いずれも事業の終了に伴いまして執行残について減額を行うものでございます。

目3老人福祉推進費12万円の減額でございますけれども、説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金、事業分ということで12万円を減額するものでございます。

款4衛生費108万7,000円の追加でございます。

項1保健衛生費、目3環境衛生費36万8,000円の追加でございます。説明欄(1)、リサイクルセンター維持管理経費ということで、光熱水費で4万8,000円の追加、それから13の委託料で資源物運搬処分委託料ということで、運搬処分料の増加に伴いまして32万円を追加するものでございます。

目4の診療所費88万9,000円の減額でございます。これにつきましては、説明欄、特別会計(診療施設勘定)繰出金につきまして財源補填分につきまして減額をするものでございます。88万9,000円の減でございます。

続きまして、23ページになります。項3上水道費、目1簡易水道費149万2,000円の追加でございます。説明欄の(1)、簡易水道事業特別会計繰出金におきまして財源補填分として149万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

項4下水道費、目1下水道費11万6,000円の追加でございます。これにつきましても公共下水道事業特別会計繰出金、財源補填分につきまして11万6,000円を追加するものでございます。

款6農林水産業費6,354万2,000円の追加でございます。

項1農業費、目1農業委員会費でございますけれども、説明欄(1)の職員等人件費、退職手当組合負担金でございますが、負担金率の減によりまして12万5,000円を減額するものでございます。

次のページです。24ページになりますけれども、目2の農業振興費3,676万円の追加でございます。説明欄(1)の農業振興補助金等におきまして海外農業事情視察研修助成金でございますが、研修実績がございませんでしたので、全額の20万円を減額するものでございます。(2)の農業振興基金積立金でございますけれども、これにつきましては2件分の

寄附がございました。101万円を追加するものでございます。3の農業振興補助金等におきまして、3,595万円の追加でございます。負担金補助及び交付金でございますけれども、まず1つは中山間管理機構集積協力金交付金、経営転換協力金でございますけれども、3件ございまして67万5,000円を追加するものでございます。それから、中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金でございますけれども、これにつきましては27年度繰り越し分が4戸1,600万円、それから28年度の補正分1戸700万円の2,300万円を追加するものでございます。それから、農地等の災害復旧費助成金につきましては576万4,000円を追加するものでございます。最後の被災農業者向け経営体育成支援事業助成金でございますけれども、9戸11件、国の補助のメニューを活用するということで651万1,000円を追加するものでございます。

目3の農地費53万3,000円の減額でございます。説明欄(1)、排水施設維持管理経費の13の委託料でございますけれども、草刈り業務、それから支障木の伐採、それぞれ28万8,000円、19万4,000円を減額するものでございます。

次に、目4の営農用水費358万9,000円の追加でございます。説明欄(1)、営農用水施設維持管理経費262万7,000円の追加でございます。まず、11の需用費53万4,000円でございますけれども、次のページお願いをいたします。光熱水費の水道施設電気料におきまして53万4,000円の追加でございます。13の委託料におきましては、草刈り業務の執行残ということで21万5,000円の減額でございます。19の負担金補助及び交付金でございます。中札内村共同管理事業負担金でございますけれども、台風に伴います臨時送水に伴う負担金の増ということで234万5,000円を追加するところでございます。(2)の十勝中部広域水道企業団受水負担金でございます。これにつきましても台風による水質汚濁に伴う臨時送水分の負担金といたしまして96万2,000円を追加するものでございます。

目5の畜産業費2,353万7,000円の追加でございます。説明欄(1)、村営牧場維持管理経費191万5,000円の減額でございますけれども、節7の賃金等、それぞれ事業の終了に伴いまして執行残を減額するものでございます。26ページになります。(2)の村営牧場整備事業でございますけれども、738万2,000円の減額でございます。主なものといたしましては、15の工事請負費でございますけれども、723万6,000円の減額ということで、工期が今年度遅くなったことによりまして、今年度は改良まで行い、次年度に舗装工事を行うという内容で今回減額をするものでございます。(3)の酪農振興対策事業3,283万4,000円の追加でございますけれども、哺育、育成牛預託施設整備関係助成金で追加をするものでございます。

目6のふるさとプラザ費33万5,000円の追加でございますが、これにつきましてはふるさと館の事務所パネルヒーターの修繕ということで33万5,000円を追加するものでございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目3観光費169万6,000円の減額でございます。説明欄(1)、情報拠点施設建設改修事業でございますけ

れども、これにつきましてはボイラーの改修が終了いたしまして、執行残について減額23万8,000円をするものでございます。(2)のカントリーパークの改修事業でございますけれども、高圧受電設備の更新を行っております。この執行残について11万9,000円を減額するものでございます。それから、(3)の観光・物産総合振興事業でございます。34万5,000円の減額でございますけれども、主なものとしたしましては13の委託料、各種施策調査委託料におきまして執行残27万5,000円を減額するものでございます。(4)の地域おこし協力隊事業(観光・特産品開発分)99万4,000円の減額でございます。協力隊員の課の異動によりまして、7の賃金におきまして82万円の減額、それから14の使用料及び賃借料で17万4,000円の減額をするものでございます。

款8の土木費3,460万2,000円の減額でございます。

主なものでございますけれども、項2の道路橋りょう費、目1道路維持費1,330万6,000円の減額でございます。説明欄(1)、建設機械等の購入事業でございますけれども、グレーダーの更新でございます。入札執行残ということで1,330万6,000円を減額するものでございます。

目3の道路新設改良費114万7,000円の減額でございます。説明欄(1)の道路改良舗装事業でございますけれども、13の委託料で調査測量設計委託料で75万6,000円の減、それから工事請負費で道路整備工事費で39万1,000円を減額するものでございます。

目4の橋りょう維持改良費1,083万円の減額でございます。説明欄(1)、橋りょう整備事業でございますけれども、1,083万円の減額ということで、内容につきましては節13の委託料の調査測量設計委託料で179万4,000円の減、それから15の工事請負費で171万6,000円の減、負担金補助及び交付金、橋梁点検負担金でございますけれども、ここにおきましては732万円の減ということで、それぞれ執行残について減額をするものでございます。

続きまして、29ページになります。項3住宅費、目1住宅管理費488万1,000円の減額でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(1)、村営住宅等維持管理経費におきまして34万5,000円の減でございます。委託料の遊具点検委託料、それから草刈り業務委託料、それぞれ減額をするものでございます。(2)の村営住宅等改修事業でございますけれども、453万6,000円の減ということで、村営住宅等の改修工事費の執行残ということで453万6,000円を減額するものでございます。

目3の住宅建設費443万8,000円の減額でございます。説明欄(1)、村営住宅等整備事業ということで、委託料におきましては実施設計委託料64万8,000円の減、それから建設工事費におきまして379万円の減ということで、それぞれ執行残について減額をするものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1消防費113万8,000円の追加でございます。説明欄(1)のとかち広域消防事務組合負担金でございますけれども、30ページの上のほうになりますけれども、広域化に伴います電算システム整備負担金の追加を113万8,000円するものでございます。

目2の災害対策費39万3,000円の減額でございます。説明欄(1)、防災・国民保護事業でございますけれども、需用費におきましては8,000円の減、それから12の役務費におきましては固定局の免許更新手数料1万2,000円の減、それから13の委託料におきましては保守点検委託料の38万9,000円の減額という内容になってございます。

款10教育費162万5,000円の追加でございます。

項1教育総務費、目2事務局費68万7,000円の追加でございます。説明欄(1)の職員等の人件費でございますけれども、給料等それぞれ追加と減額をいたしまして、68万7,000円の追加となったところでございます。

続きまして、31ページになります。項3の中学校費、それから目1の学校管理費22万6,000円の追加でございます。内容でございますけれども、説明欄(1)の学校施設維持管理経費、燃料費の追加でございます。37万8,000円の追加をするところであります。それから、次の32ページになります。(2)の学校情報通信技術環境整備事業でございます。18の備品購入費、パソコン等の更新、OSの更新等を行いまして、この執行残15万2,000円を減額するものでございます。

項4の幼稚園費、目1の幼稚園管理費135万4,000円の減額でございます。(1)の準職員賃金等におきまして22万円を減額するものでございます。それから、(2)の園舎改修事業でございます。上更別認定こども園園舎建設実施設計委託料でございますけれども、執行残113万4,000円を減額するものでございます。

項6保健体育費、目3学校給食費192万6,000円の追加でございます。(1)の学校給食センター維持管理経費におきまして37万4,000円の追加でございます。11の需用費の燃料費で31万4,000円、それから修繕費で6万円を追加するものでございます。(2)の学校給食センター運営経費でございます。13の委託料におきまして、1月から3月までの給食賄い婦さんの人材派遣業務委託料として155万2,000円を追加で組むものでございます。

続きまして、33ページになります。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費でございますけれども、補正額はございません。一般財源から災害復旧費への財源振りかえ60万円を行うものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。9ページになります。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,440万円の追加でございます。見込み等によりまして普通交付税1,440万円を追加するものでございます。

款11の分担金及び負担金、項2の負担金、目1民生費負担金127万4,000円の追加でございます。保育所の入所者数の増が見込まれることから、今回127万4,000円を追加するものでございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料104万1,000円の減額でございます。牧場入牧使用料でございますけれども、入牧頭数等の減によりまして140万1,000円を減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。款13国庫支出金1,330万9,000円を追加するものでございますけれども、項1の国庫負担金、目1民生費国庫負担金におきまして337万8,000円を追加するものでございます。節1の児童福祉費負担金でございますが、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。入所者数等の増に伴いまして292万5,000円を追加するものでございます。それから、節2の保険基盤安定負担金でございますけれども、45万3,000円の追加でございますけれども、これにつきましては国保税の5割軽減世帯の増ということで追加補正をするものでございます。

項2の国庫補助金、目4の土木費国庫補助金1,958万円の減額でございます。内容でございますけれども、雪寒建設機械購入事業補助金、これはグレーダーの部分でございますけれども、補助決定に基づきまして1,482万2,000円を減額するものでございます。それから、社会資本整備総合交付金でございますけれども、橋梁部分について額が決定をいたしましたので、475万8,000円を減額するものでございます。

目6農林水産業費国庫補助金2,951万1,000円の追加でございます。内容でございますけれども、中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金におきまして、これは歳出と同額でありますけれども、2,300万円の追加、それから被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、これも歳出と同額でありますけれども、651万1,000円を追加するものでございます。

款14道支出金460万2,000円を追加するものでございます。

項1道負担金、目1民生費道負担金249万1,000円の追加でございます。節2の児童福祉費負担金におきまして、子どものための教育・保育給付費負担金、これは国庫と同じく入所者数の増に伴いまして146万2,000円を追加するものでございます。それから、節5の保険基盤安定負担金でありますけれども、これも国庫と同じく、国保税5割軽減世帯の増に伴いまして93万1,000円を追加するものでございます。続きまして、11ページであります。節6の保険基盤安定拠出金でございますけれども、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金、額の確定に伴いまして9万8,000円を追加するものでございます。

項2の道補助金、目1総務費道補助金70万円の追加でございます。説明欄の地域づくり総合交付金でございますけれども、災害時の備品費の補充に対しまして20万円、それから福祉灯油におきまして50万円、合計70万円を追加するものでございます。

続きまして、目4の農林水産業費道補助金69万7,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、節1の農業費補助金でございます。中間管理機構集積協力金交付金でございます。67万5,000円を追加するものでございます。

それから、項3の委託金、目1の総務費委託金58万9,000円の追加でございます。節の選挙費委託金でございます。参議院議員選挙委託金、基準額の増に伴いまして58万9,000円を追加するものでございます。

款16の寄附金、項1の寄附金、次のページをお願いいたします。目1の総務費寄附金104万円の追加でございます。協働のまちづくり基金指定寄附金ということで、歳出と同額の104万円を計上するものでございます。

それから、目4の農林水産業費寄附金101万円の追加でございますけれども、農協と、それから個人の方からの寄附ということで101万円を追加するものでございます。

それから、目5の災害復旧費寄附金でございます。60万円でございますけれども、これにつきましては一般行政報告のほうにありましたけれども、ファイターズの台風災害義援金の募金50万6,000円と、それから選手会、それから本社からそれぞれ4万7,000円ずつの寄附をいただいております。60万円を追加するものでございます。

款17繰入金、項1基金繰入金、目5農業振興基金繰入金2,546万8,000円の追加でございます。これにつきましては、哺育、育成牛預託施設の助成金3,283万4,000円から牧場内道路、それから整備費等を除いた金額2,546万8,000円を計上するところでございます。

款19諸収入、項5雑入、目5雑入627万5,000円の追加でございます。節1の雑入でございますけれども、建物災害共済金でございます。41万5,000円でございますけれども、これにつきましては上更別小学校の配電盤への落雷がありまして、この共済金として41万5,000円を追加するものでございます。それから、節3の還付金でございますけれども、北海道備荒資金組合納付金還付金として576万4,000円を追加するものでございます。

13ページになります。款20の村債、項1の村債、目1過疎対策事業債2,750万円の減額でございます。内訳でございますけれども、雪寒機械購入事業、グレーダーでございます。これにおきましては640万円の減、それから橋梁改修工事で400万円の減、村道整備事業で1,650万円の減、それから上更別認定こども園の建設事業ということで60万円、それぞれ減額をするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。5ページ、地方債補正の変更でございます。過疎対策事業債、補正前でございますけれども、5億4,890万円に對しまして、補正後2,750万円を減額いたしまして5億2,140万円とするものでございます。合計の補正後につきましては8億1,761万5,000円とするものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。道営畑地帯総合整備事業の担い手育成型、更別第3地区でございますけれども、平成29年から平成37年まで4億9,130万円とするものでございます。それから、国営施設応急対策事業札内川地区でございますが、事業完了の翌年度に償還ということで、予定期間は平成28年から平成33年までということで7,292万6,000円。それぞれ限度額とするものでございます。合計は5億6,422万6,000円となるものでございます。

一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳入のほうから質問させていただきます。

ページ数でいきますと10ページをお願いいたします。歳入のほうです。国庫支出金の中の補助金、土木費国庫補助金の中の雪寒の補助金でございます。1,482万2,000円の減額補

正でございますけれども、執行残に伴う減額となるところは理解できますが、当初の補助率を見ましたところ実は57.74%の補助率があったのですが、今回の執行残に伴って補助率が33.52%と下がっているという状況がございます。これについて何かありましたら、補足説明お願いいたします。

○議 長 建設水道課長。

○建設水道課長 この点につきましてお答え申し上げます。

雪寒につきましては、お話のとおり50%近い補助で要望という形をとっていたところですが、国の機械に対する補助の対象が減ってきている状態というか、予算がつかなくなっている状態でありまして、その割り当ての中で三十何%しかいただけないということになったわけでございます。これにつきましても再度、7月に調整という形で要望をまた再度いたしたところではありますが、それでもやっぱり難しいということとなりましたので、最高額には達しないで今回のことという状態となったところでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今度はあわせてなのですけども、ページでいきますと13ページ、同じくグレーダーに関係する村債、過疎債です。これも雪寒の購入事業の640万の減額補正になってございます。これにつきましても起債でいう満額いただけていないような状況がありますが、そこら辺についても補足説明お願いいたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 過疎対策事業債、雪寒機械購入事業の640万の減でございますけれども、当初起債対象外の部分につきましても予算計上しておりましたけれども、振興局のほうからこの分については対象外と言われたものでございます。大きなものでは、雪寒機械ですので、夏タイヤ327万円、それからそれ以外に電光式の補助標識127万円、フロントフェンダー65万円等、ほかにもありますけれども、かなりの額で起債対象外となったところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 そうしますと、起債対象外のものが除かれた分についてのみに全額認められたということでしょうか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 そのとおりでございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 ページ数21ページの項2児童福祉費の説明欄(1)の児童福祉事業経費なのですけども、28年度の予算で342万2,000円減になっていたのです。保育所入所人員減によるものなのですけども、今回474万8,000円、これ同じ理由で入所増となっているのですけれども、いつ、何歳が何名入所されたのでしょうか。

○議 長 子育て応援課長。

○子育て応援課長 ただいまの件なのですけれども、保育園の委託料に関しましては計算基礎としまして国で定める単価ということなのですけれども、こちら子どもの入所の数によって変動するというので、当初見込み50名というようなことで見ていまして、途中人数が3名ほどふえたということで、その分が増額ということです。何名がといいますと、その月によって入所の数が非常に動いていくものですから、はっきりとはあれなのですけれども、当初50名で予算は見ていたのですけれども、4月時点の入所者は45名ということで予算よりは少なく始まっているのですけれども、その後5月では46名、6月50名とかというようなことで、11月末現在で53名ということで、そのままの見込みでいきますと増額というようなことで見させてもらっています。これは、決まった単価なものですから、これ補正しないと保育所の運営が困難になるというようなことなものですから、今時点での見込みということで補正させていただいております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数、歳出の16ページの地方振興費の中で備考欄に13番の委託料がございまして、その他業務委託料ということでPR用品等の作成業務委託料ということで説明いただいた中で、日ハムの応援大使の関係の部分でということでございましたけれども、多分いろんな面でそういう部分の日ハムに対する村からの応援ということの要因でしょうけれども、内容的に何を指しているのか、どういう目的なのかという部分の説明の補足をいただければというふうに思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう、今おっしゃられたように、北海道179市町村応援大使ということで、日本ハムファイターズのやっている行事の関係で予算を組ませていただいているものでございます。こちらのほうの委託料の40万のほうにつきましては、懸垂幕であったり横断幕、あと特産品等のパネルの作成委託経費というふうなことで見込んでいますところでございます。こちらのほうの事業は1月からスタートするものでございまして、本年度分について今回見させていただきまして、新年度分につきましてはまた別に新年度予算のほうで組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 説明いただきましたけれども、日ハムに対する応援団ということで、決して否定する何物もないのですけれども、ただ村として今後どのような、横断幕つくるだとか、特産品だとかというのはわかるのですけれども、それプラスアルファの何か政策があるのかどうかも、ありましたらちょっと説明いただきたいというふうに思うのですけれども、新年度に向けての予算も含めてという部分でご説明いただければと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうの事業は2013年度から始まっておりまして、今回というか、2017年度を含めると5年目というふうな形になります。それ以前に各市町でいろいろな

取り組み等を行ってきておりまして、そちらのほうを参考にこれから事業等を組み立てをしまして、新年度予算で上げていきたいというふうに思っております。基本的には、どうしても選手自体は試合とかがあるものですから、なかなか来る時期が限られておりますので、選手が来れる時期、シーズンオフになるのですけれども、そのときに村民との交流などを中心とした事業を組みたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 28ページの款8土木費、目1道路維持費の節18の備品購入費、これグレーダーなのですけれども、サイドウイングがついていないということで、サイドウイングがついていない部分の除雪はどのように行われるのかというところ、執行残出ているのですけれども、つけなかった理由とか、そういったものを教えていただけますか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今お話ありましており、今までありましたサイドウイングにつきましては、主な使用としましては、除雪をしていて、だんだん道路脇の雪片といいますか、雪がだんだん高くなってくるといった状態のときにそれを削り落とすという業務に使用していたものでございます。今般グレーダーの更新の段階で、その機械なのですけれども、サイドウイングが許可が得られない状態と、本当はつけたいという要望あったのですが、許可していただけなかったということで今回つけることができなかったということとなっております。それにかわる方法ということになりますけれども、もう一つ、手前につけるアングリングプラウという角度の変わる機械があるのですけれども、それに対応できるかどうかというのをことしやろうということで考えております。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 雪片の高さが出たときに、その前のほうについている機械で高さを削って、今までサイドウイングでやっていたことと同等のことができるということによろしいですか。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 まだそういう状態になっておりませんので、ことしその状態でできるかどうかというのを行いたいと。一応角度を変えられますので、サイドウイングまではいかににしても、ある程度削り落とすことはできるのではなかろうかというふうに考えております。もう一つ、それで補足できるものとして、除雪トラックにはサイドウイングついております。それで最後仕上げをするということも今想定しておりますので、最終的には前年と同様の形はとれるのではなかろうかというふうには考えております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これも歳入なのですけれども、10ページの国庫補助金で農林水産業費国庫補助金、その中の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金651万1,000円なのですが、ここちょっと確認をさせてください。国の基準による被災は事務調査の中ではないという

ような説明だったと思うのですけれども、これとは関係ないのでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、国が今般台風災害で行っている農地等の災害復旧を行う事業とは別のものございまして、経営体育成支援事業というものが、もともと農業者向けの補助事業があるのですけれども、今般それにメニューが追加されまして、今回災害を受けた方が営農用に必要な施設を修繕するための新しいメニューということで被災農業者向け経営体育成支援事業というのが今般設立されたところでございますので、これまでご説明をしていた国の補助基準に該当するような被害はないというのは、国のほうの事業はあくまで農地を対象とした復旧事業でございまして、個人の営農施設を対象としたような事業はそもそもないような形になっていたものでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出のほうで24ページですか、農林水産業費の農業振興費の中で農地等災害復旧、これは新たに作った助成金ということでよろしいでしょうか。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの農地等災害復旧費助成事業につきましては、村が単独で今般行う補助事業ということでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それで、まとめて質問させていただきますけれども、いろいろ金額のみ説明がございましたけれども、正確なところ何戸の何件のというようなことについて説明お願いいたします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 今般予算を計上するに当たりまして、事前に各農家の要望を取りまとめてございます。その結果、合計で農地に関しましては8件の農家で11カ所、施設につきましては27件の農家から32施設の修繕の要望が上がってございます。今般予算を上げさせていただきましたのは、平成28年度中に修繕を行うものということで、農地につきましては4カ所分、施設につきましては25カ所分を予算計上してございます。なお、29年の6月まで修繕の期間を対象としているわけでございますが、こちらのほうに農地、施設、それぞれ7カ所ずつの要望をいただいておりますが、状況によりまして前倒しで行うということも想定されますことから、要望のあったものプラスアルファで補正予算は計上しているところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これに伴う要綱によりますと、農協の財源も活用されるというようなこ

とになってございます。今回の補正予算の中ではそこは見られていないような気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回の事業を構築するに当たりまして、JAさらべつ様とも協議をしてきたところでございます。農協さんのほうからも、財源としまして支援を行いたいというような旨のお話をいただいております。今回制度を実施するに当たりまして、農協様からの負担につきましては、事業費が固まってから持ち分についてを別途村のほうへ寄附をしたいというような申し出を受けているところでございます。今回の事業が28年度から29年度にかけての支出が伴うということでございまして、各年度ごとの精算ということではなく、29年度全ての補修事業費が固まった段階で農協様のほうにその旨お伝えをして、寄附をお受けするというような考え方でございます。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 災害と言ったら同じになってしまうかもしれないのですけれども、全く別な意味での災害、今回の災害なのですが、今回の災害における床下浸水がたしか何戸かあったというふうな報告がございます。そこで、村の決まり、要綱ですか、災害見舞金というのですか、これについて床下浸水の規定があるかと思うのですけれども、今回は対象とならなかったのか、見なかった理由がもしあれば、お教えいただきたいと思います。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 災害見舞金につきましては、床下浸水につきましては今回4件該当ありましたので、そちらのほうの該当はさせていただいております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 私のこの会計の見損じかもしれないのですけれども、どこで見舞金を見られていますか、教えてください。

○議 長 見舞金の項目どこですかという質問です。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 災害救助の扶助費の部分で見られておりましたので、そちらのほうから支出をさせていただいているところでございます。当初予算ということでございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 32ページなのですけれども、学校給食費でお聞きしたいのですが、この(2)番目の運営経費の中の委託料のことなのですけれども、村の考え方についてちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどの説明では調理員2名欠員によって人材派遣会社に委託をする、派遣していただくということで受けたわけなのですけれども、今既に調理員がいるわけで、いる人と、それから人材派遣と、どうしても同じ業務をやった中でうまくいかないということが過去の実績の中であったように伺っております。来年の3月ま

でということで暫定でやると思うのですけれども、4月以降この辺をどのようにして考えて、一緒くたに統一してかかっているかなければならないと思っているのですけれども、その辺どういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 渡辺学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 村の考え方ということでありますが、今回人材派遣委託料というのは、派遣される人間が既に決まっているというような状況ではありません。今現在、当初では5名おりました。2名の退職ということで、1人目、2人目というふうに退職されている中で、村内の放送、あるいは某新聞社の掲載というふうに応募を募っていたのですけれども、村内の応募者がいない中で、次に可能性を見出せるとしたら人材派遣という形で派遣していただいて調理員を賄っていただくというふうな考え方でありまして、現在人材派遣の委託料を計上させていただいておりますが、人材派遣の人はまだ見つかっておりません。なので、現調理員の3名という形プラスアルファということで現状は給食を出しているというような状況になっております。4月以降の考え方というふうにお話がありましたが、4月以降も現在人が決まっておりますので、今のところ未定というふうになっております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 今の関連なのですけれども、2名の欠員というのは村としてはどのように、なぜ2名の欠員が出たというふうに押さえていますか。

○議 長 渡辺学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 一応どのようなことということは、本人の一身上の都合ということで退職されております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 先ほど私も今のお話ししたわけなのですけれども、確かにいろんな条件あるかと思うのです。私が今聞きたいというか、今後の対策として考えなければならないのは、そこに5名の配置があって、なぜ来れないのかなど。例えば人件費が安いのか、それとも職場が悪いのか、余り言うてはならぬ言葉なのかもしれませんが、いろんな対策を組んだ中で統一した考え方、例えば調理員なら村が賃金を見て一律に、一律というか、金額は違うでしょうけれども、同じような考え方で職員を配置していく。要するに人材派遣と、それから村の臨時職員のようなスタイルをとるということは、余り好ましくないというふうに私は思うわけでありまして。ですから、4月以降に関しては、確かに人材を募集する中で大変苦労しているということは私も理解していますけれども、その辺考え方を統一した中でやっていただきたいなということで質問させていただいております。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ただいまの質問なのですけれども、確かに子どもたちに安全で安心な給食を提供するという、これは使命でございますので、そのことは絶対やっていかなければなら

ないと思っております。ただ、先ほどもセンター長が言っておりましたけれども、調理業務をやっていただける方がなかなか見つからないという部分があります。そういう意味でいきますと、安全、安心の給食の提供という部分にも非常に差し支えてくる部分がありますので、4月以降のその辺の給食センターの運営についてはいろいろ検討しながら、一番最善な方法で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 29ページでございます。歳出、消防費についてちょっと確認させていただきたいと思います。

とかち広域消防事務組合の負担金として、先ほど副村長のほうからパソコン等の追加に伴うという説明があったかと思うのですが、現状のパソコンというのはないものなのか、追加されたのか、その辺のところをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議 長 山内総務課参事。

○総務課参事 ただいまの質問でございますけれども、113万8,000円の追加でございます。これにつきましては、消防のパソコンのネットワークの強靱化の整備の工事費でございます。現在消防のパソコンにつきましては、更別村役場の無線LANについて共有をしております。また、今回更別村が進めてございますマイナンバー制度等によって、自治体セキュリティ強化によって役場と無線のLANで共有することができないということが判明をいたしましたので、工事費につきまして緊急ではございますが、今回の補正予算について計上させていただいたものでございます。また、この工事を先に消防でやりませんと役場のほうの強靱化にも弊害が出るということで、今回予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 同じく消防費なのですが、少額なのですが、委託料で防災の38万9,000円、これ当初予算そっくり減額になっていますが、何かその辺の理由がありましたら、説明お願いいたします。

○議 長 山内総務課参事。

○総務課参事 既存のアナログ施設の保守管理委託料になってございます。既存のアナログの施設の管理委託料につきましては、今般新設のデジタル無線の整備をいたしました。そのときの委託料の中で既存の部分も保守管理をしていただけるという委託契約内容になってございますので、全額今回補正によって減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議 長 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時54分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第82号

○議 長 日程第15、議案第82号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億717万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,295万9,000円とするものであります。

内容の説明であります。まず事業勘定の歳出から申し上げます。8ページをごらんください。事業勘定の歳出であります。款1の総務費におきまして4万円の増。

内訳であります。項1の総務管理費、目1の一般管理費で4万円の追加であります。これにつきましては、説明欄（1）、総務一般事務経費、9の旅費、普通旅費で国保広域化に伴う2名分の会費、旅費を追加するものでございます。

続きまして、款2保険給付費におきましては181万6,000円の増。

内訳であります。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で181万6,000円の追加であります。これは、一般被保険者高額療養費の件数が増加したものによるものでありまして、昨年216件であったものが260件、現在44件増加していることによるものでありま

す。

続いて、歳入に参ります。7ページをお開きください。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般繰入金につきましては、一般会計よりルール分の繰入金として185万6,000円を追加するものでございます。1の保険基盤安定繰入金で保険税軽減分として93万8,000円と保険者支援分として90万7,000円、計184万5,000円を追加するものであります。4のその他一般会計繰入金1万1,000円の追加ですけれども、福祉医療無料化波及分で、ひとり親家庭等医療費の増額により追加するものであります。

次に、診療施設勘定に参ります。12ページをお開きください。診療施設勘定の歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては48万4,000円を減額するものでございます。内容につきましては、節2給料は4,000円増額、節3職員手当等は13万3,000円増額、4共済費17万円を追加、節7賃金については8万9,000円の減額、19負担金補助及び交付金につきましては61万9,000円を減額し、19負担金補助及び交付金につきましては70万2,000円を減額し、合計で48万4,000円を減額するものでございます。内容説明でございますが、給与及び期末、勤勉手当改定に伴う増、手当支給見込み額の精査並びに退職手当組合の負担金率が下がったことによる減であります。

次に、歳入に参ります。11ページをごらんください。款4道支出金、項1道補助金、目1医業費補助金で40万5,000円の追加で、在宅医療提供体制強化事業補助金で、当初予算で歳出を計上しております訪問診療用ポータブル機器購入費につきまして道補助金が2分の1交付されることに伴い、追加するものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で88万9,000円の減額で、道補助金の追加歳出の減により減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第83号

○議長 日程第16、議案第83号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第83号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出5,487万2,000円とするものであります。

内容の説明であります。まず事業勘定の歳出から説明を申し上げます。6ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款2の後期高齢者医療広域連合納付金におきまして57万2,000円の減。

内訳であります。項1の後期高齢者医療広域連合納付金、目1の後期高齢者医療広域連合納付金で57万2,000円の減額でありました。これにつきましては、納付金の確定に伴う減額であります。

次に、歳入に参りまして、5ページをお開き願います。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料で64万5,000円を減額するものであります。

内容の説明でございます。目1の特別徴収保険料で18万7,000円の減額、目2の普通徴収保険料で45万8,000円の減額で、現年度分の調定実績と見込みによる減であります。

款2繰入金で11万5,000円の減であります。内訳は、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で11万5,000円の減額であります。説明欄に参りまして、保険基盤安定繰入金で13万円の増、広域連合の確定数値によるものでございます。事務費対象分で24万5,000円の減、これは平成27年度の精算による減であります。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金で18万8,000円の増であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第83号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第84号

○議 長 日程第17、議案第84号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,081万円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から申し上げます。6ページをお開きください。事業勘定の歳出であります。款3の地域支援事業費におきまして12万円の減。

内訳であります。項2の包括的支援事業・任意事業、目1の包括的支援事業費で12万円の減であります。これにつきましては、給料で3,000円の増、職員手当12万4,000円の減、共済費で3万円の増、負担金補助及び交付金で2万9,000円の減額であり、給与、手当の改定並びに支出見込み額等の精査により、それぞれ増減するものであります。

続きまして、歳入に参ります。5ページをお開きください。款7の繰入金でございますが、12万円減額するものでございます。

内容でございますけれども、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金を12万円減額するものでございます。これは、人件費の減額により、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第84号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第85号

○議長 長 日程第18、議案第85号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,433万5,000円とするものであります。

内容の説明であります。歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。

款1水道経営費、項1水道経営費で40万6,000円増額するものでございます。

内容でございますが、目1水道管理費で27万3,000円の減額であります。内訳は、水道施設維持管理経費として51万9,000円の増、工事請負費の水道メーター取りかえ工事は執行残により12万4,000円の減であります。特別会計負担金、中札内共同施設維持管理負担金は、台風による影響で水を購入していることによるものであります。水道管理一般事務経費として5,000円の増、消費税であります。総務管理経費では、給与改定により節2給料を1万8,000円、節3職員手当を21万8,000円、節4共済費を11万2,000円、それぞれ増額し、節19負担金補助及び交付金を7万9,000円減額するものでございます。水道施設整備事業、工事請負費で106万6,000円の減、宅地分譲を行う緑町5区画とNOSA Iの配水管布設工事費の執行残であります。

続いて、8ページに参りまして、目2受水費で67万9,000円の増であります。これは、台風の影響により、十勝中部広域水道企業団受水負担金がふえたものによるものでございます。

続きまして、歳入に参ります。6ページをお開きください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で149万2,000円の増であります。負担金と人件費の財源補填分でございます。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で8万6,000円の減は、今回補正を行うものであります。

款6村債、項1村債100万円の減であります。

内訳は、目1簡易水道事業債で50万円の減、目2過疎対策事業債で50万円の減であり、これは配水管施設工事の起債による減であります。

以上、提案説明申し上げ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第85号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第19 議案第86号

○議 長 日程第19、議案第86号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第86号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
の件でございます。

第1条であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ470万3,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,771万1,000円とするものであります。

内容の説明であります、歳出からご説明申し上げます。8ページをおあけください。
款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、18万4,000円増額するもの
であります。内容でございますが、節2給料を2,000円、節3職員手当等を18万7,000円、
節4共済費を3万5,000円、それぞれ増額し、節19負担金補助及び交付金を4万円減額する
ものでございます。これは、給与改定等に伴う補正を行うものでございます。

款2事業費、項1下水道整備費、目1下水道建設費で488万7,000円の減であります。内
訳は、実施設計委託料及び工事請負費の執行残によるものであります。

続きまして、歳入に参ります。6ページをお開きください。款1分担金及び負担金、項
1分担金で72万3,000円の増。

内訳ですが、目1の下水道事業分担金で3万5,000円の増で、平成27年度設置分として1
件追加したことによるものであります。

目 2 個別排水処理事業分担金で68万8,000円の増となっておりまして、平成27年度分が一括して納入されたことによるものでございます。

款 4 繰入金でございますが、先ほど歳出でご説明申し上げました人件費増額補正に伴い、歳入につきましても人件費分の一般会計からの繰入金を11万6,000円増額補正するものがあります。

款 5 繰越金、項 1 繰越金は5万8,000円の増額でありまして、前年度繰越金を追加補正するものであります。

7 ページ、次のページをお開きください。款 7 村債、項 1 村債で560万円減額するものがあります。

内訳ですが、目 1 下水道事業債で280万円減額、目 2 過疎対策事業債で280万円を減額するものであります。特定環境保全公共下水道の事業費減による減額であります。

以上、ご提案申し上げまして、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第86号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決をされました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、12月13日及び12月14日の2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、12月13日及び12月14日の2日間を休会とすることに決定をしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時16分散会)